

戦後教育資料

VI-148

(5)

短期大学資料第七号

短期大学設置基準とその解説

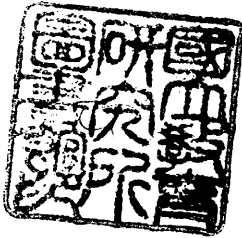
(付) 短期大学設置認可申請書記載様式

6-4
156

文部省大学学術局技術教育課

上野	49
----	----

VI-148



は し が き

短期大学は、昭和二十四年六月学校教育法の一部が改正されて、六・三・三の上に修業年限が、二年又は三年の完成教育機関として四年制大学と同様に新制大学として認められ、昭和二十五年から発足した。

短期大学設置基準は、昭和二十四年八月大学設置審議会において決定されたのであるが、これは短期大学の最低の基準を示すものであつて、短期大学の設置に当つてその適否を判定するために適用されるものではあるが、多くの既設の短期大学は設置認可に当り今後充実整備することを履行条件として認可されているのであるから、設置認可後においても、各短期大学は、この設置基準によつて少くとも最低の充実整備は実施されなければならないのである。

短期大学が発足してから二ケ年の経験に鑑みて、短期大学の本来の目的使命を達成し、その教育の特色を更に發揮せしめるために、今般種々慎重に協議検討した結果、短期大学設置基準の一部を改正することゝなつた。

この改正設置基準が、昭和二十七年十月大学設置審議会において決定されたので、こゝに新たに「短期大学設置基準とその解説(短期大学資料第七号)」を刊行することにした。短期大学関係者が、これを、短期大学の設置又は設置認可後の充実整備のための資料として利用せられ、短期大学における教育の発展を期せられることゝなれば、この上もない幸である。

昭和二十七年十月

文部省大学學術局技術教育課長

宮 地

茂

VI-148

目次

はしがき

一、短期大学設置基準……………一頁

二、短期大学設置基準の解説……………六頁

(附)

短期大学設置認可申請書記載様式……………一六頁

# 一、短期大学設置基準

(昭和二十四年八月三十日決定  
昭和二十七年十月十一日改正)

## 第一趣 旨

- 一、短期大学は、高等学校の教育の基礎の上に二年(又は三年)の実際的な専門職業に重きを置く大学教育を施し、良き社会人を育成することを目的とする。  
短期大学は、一般教養との密接な関連において、職業に必須な専門教育を授ける完成<sup>教育</sup>教育機関であり、同時に大学教育の普及と成人教育の充実を目ざす新しい使命をもつのであるが、他面四年制大学との連けいの役割をも果たすることができる。  
以上の目的使命にかんがみ、その組織施設については、特にその機能が充分發揮できるように充実されることが大切である。
- 二、この設置基準は短期大学の最低の基準を示すものであつて、新しく設置される短期大学について適用されるものである。
- 三、短期大学としての適否を判定するには、各短期大学が掲げている目的あるいは果そうとする使命に即してその短期大学が表示している全形態を基礎としてこれを行わなければならない。
- 四、この基準には学校教育法及び同法施行規則に決められている事項は省略してある

## 第二設置 基準

- 一、短期大学は、その名称を〇〇短期大学と呼称する。(大学に併設の場合は、〇〇大学短期大学部と呼称することができる。)
- 二、短期大学は、その設置の目的使命を明示しなければならない。
- 三、短期大学における学科又は、専攻部門の設置は左の基準によ

る。

- 一、短期大学の学科又は専攻部門は、文学、語学、図書館学、経済学、商学、理学、工学、農学、水産学、家政、教育(保育を含む)、体育、社会事業、厚生、芸術、新聞、その他、学科又は専攻部門として適当な規模内容があると認められたものとする。  
なお、実質及び規模が一学科又は一専攻部門を構成するのに適当なときは、必要に応じこれを分合して一学科又は一専攻部門とすることができる。
- 二、短期大学は、その目的使命を達成するために、必要な授業科目の制度を設けなければならない。  
その教員組織は左の基準による。
  - 一、専任の教授・助教授・専任講師の数は、一学科又は一専攻部門の場合には三人以上とし、一学科又は一専攻部門を増すことに二人以上を増さなければならない。  
なお、学生数に応じて必要数の専任者を増さなければならない。
  - 一、学科又は一専攻部門毎に専任の教授・助教授・講師をもつて必要にして充分な教員組織を構成しなければならない。
  - 二、主要な科目は専任の教授・助教授が担任することを原則とする。
  - 三、適当な教授・助教授が得られない場合は専任講師又は兼任者が担任することができる。但しその場合、兼任者の数は専

任者の数の二倍を越えてはならない。

43、助手は事情によつてはこれを欠くことができる。

44、講義を担当しない教授、又は助教教授を置くことができる。

5、教員はその担当する授業科目並びにその教授法の研究に努め、学生の学習及び一般生活の補導について責任を負わなければならない。

教員の資格等については左の基準による。

1、教授、助教教授の資格は、左の各項のいずれか一つに該当するものであつて、教育の能力があると認められたものでなければならぬ。

イ、学位を有する者

ロ、研究業績のある者

ハ、教育上、学問上の業績ある教育経験者

教授にあつては、高等専門学校以上の学校で、三年以上教員の経験があり、教授上、学問上の業績がある者

助教教授にあつては、高等専門学校以上の学校で二年以上教員(大学の助手・副手・大学院学生を含む)の経験があり、教授上又は学問上の能力ありと認められた者

ニ、学術技能に秀でた者

2、専任講師の資格は、教授又は助教教授の資格に準ずる。

2、専任講師の資格は教授若しくは助教教授の資格に準ずる者又は専門科目に関する実務に深い経験を有する者でなければならぬ。

3、教授、助教教授、専任講師、助手には、研究に対する必要な

必要に応じ前掲以外の科目を、一般教養科目に加えることができる。

2、短期大学は一般教育科目の外に一つ以上の外国語について、四単位以上を用意しなければならない。

3、短期大学は体育に関する講義及び実技各一単位以上を課することを要する。

43、専門科目については、各学科又は各専攻部門にわたり適当数の授業科目を設けなければならない。

54、一科目に対する課程を修了した学生には単位を与えるものとする。

各科目に対する単位数は、左の基準によつて計算する。

四学期制においては、二学期制に準ずる。

イ、講義に対しては、一時間の講義に対し教室外における二時間の準備又は学習を必要とすることを考慮し、毎週一時間十五週の講義を一単位とする。

ロ、数学演習のごとき演習は、二時間の演習に対し一時間の準備を必要とすることを考慮し、毎週二時間十五週の演習を一単位とする。

ハ、化学実験、機械実験、農場実習、工作実習、機械製図、体育の実技のごとき実験室又は実習場における授業に対しては、学習はすべて実験室又は実習場において行われるものであることを考慮し、毎週三時間十五週の演習又は実習を一単位とする。

九、卒業者に対する最低要求は、左の基準によるものとする。

施設と時間とが与えられなければならない。

4、専任の教授・助教教授・専任講師・助手には、その精力と時間とを他の業務に割くことなく、自らその家族を支えることができるような適当な給与が与えられなければならない。

六、学生定員は、学科数又は専攻部門数、授業科目数、教授能力、講義並びに実験実習設備、衛生施設等を充分考慮して決定しなければならない。

定員については、教授会の議が尊重されなければならない。

七、学生の入学に関しては、左の基準による。

入学資格は、学校教育法及び同法施行規則に定められたところによる。但し、入学試験を行い、短期大学における学業を修め得る見込のある者を選択することができる。

入学試験の科目は、各短期大学においてこれを決定することができるが、学科試験の科目は高等学校の課程の範囲内で選ばなければならない。

八、授業科目及びその単位数は、左の基準による。

1、短期大学は、左に掲げる一般教養科目中三系列の関係科目

にわたつてそれぞれ二科目以上を用意しなければならない。

人文関係科目 哲学 倫理学 宗教 歴史 文学 音楽

美術 演劇 外国語等

社会科学関係科目 社会学 法学 政治学 経済学 教育

心理学 人文地理 文化人類学等

自然科学関係科目 数学 統計学 物理学 化学 地学

生活科学 生物学 実験心理学等

1、卒業資格の最低要求は、八の4に定められた単位六十及び体育の単位二を二箇年以上に取得することとする。

2、学生は、一般教養科目中八の1に示す三系列の関係科目はわたつて、それぞれ四単位以上合計二十単位以上と専門科目については三十単位以上とを取得しなければならない。

2、学生は一般教育科目中、八の1に示す三系列の関係科目にわたつてそれぞれ四単位以上合計十二単位以上と専門科目について二十四単位以上とを取得し、且つその短期大学の定めるところに従つて、設置した科目にわたつて合計二十四単位以上を取得しなければならない。

3、三年制短期大学にあつては、一般教養科目については十単位、専門科目については十五単位、体育十単位を増し合計九十単位以上と取得するものとする。

3、三年制短期大学にあつては、学生は一般教育科目について、八の1に示す三系列の関係科目にわたつて、それぞれ六単位以上合計十八単位以上と専門科目について三十六単位以上とを取得し、且つその短期大学の定めるところに従つて、設置した科目にわたつて三十六単位以上、ならびに体育三単位合計九十単位を三箇年以上に取得しなければならない。

一〇、短期大学は、学科又は専攻部門の種類、学生数等についての組織、規模に応じ、左に掲げるような施設及び設備をもつことを基準とする。

1、校地は文教にふさわしい環境をもち、校舎敷地のほかに適當の空地を存し、学生が授業時間外において休息運動などの

1、校地は文教にふさわしい環境をもち、校舎敷地のほかに適當の空地を存し、学生が授業時間外において休息運動などの

できるようになるべく広いことが望ましい。

- 2、校舎、諸施設々備は、短期大学の組織規模に応じ、教授上研究上及び保健上の必要を考慮し、少くとも左に掲げるものを備え、且つそれらの施設は常に改善されなければならない。
- イ、教室、実験実習室、図書館、研究室、医療室、学長室、事務室、共学の場合にはそれに必要な特別の設備、その他必要な施設

ロ、図書閲覧室においては、学生の数に応ずる適当な座席ハ、学科又は専攻部門の種類に応じ、特に質を考慮された一般教養、専門の図書の相当部数

あわせて学生の自発的研究を可能ならしめるように整備と指導との留意がなされ、又常に新刊図書、定期刊行物の購入がなければならない。

なお、図書館に関しては別に示す程度に整備されることが望ましい。

ニ、教授上、研究上必要な機械・器具・標本の最低必要量その他学科又は専攻部門の規模に応じ必要な施設を備えなければならぬ。

一一、法人の設置する短期大学の資産並びに維持経営の方法は、左の基準による。

- 1、短期大学は、その組織規模に相応する校地・校舎・諸施設設備等のほか、適当額の資産を備える。
- 2、経営に必要な財政的基礎を確立することが必要である。このために学生から徴収する授業料及び前項資産から生ずる果

実のほか、必要に応じ相当の収入を得られる適当な機関を置くことができる。

一二、短期大学が大学・高等学校等に併設される場合には、短期大学の本質にかんがみ、前記諸施設設備等はこれに応ずるよう特に考慮されなければならない。

なお、授業は他の併設学校と別に行わなければならない。

一三、夜間において授業を行う短期大学にあつても、前記の基準を適用することはもちろんであるが、その教員組織及び夜間の授業に必要な諸施設設備等については、特に考慮されなければならない。

備 考

- 一、短期大学の専攻科、別科については、別に定める。
- 二、短期大学の通信教育の基準は、別に定める。
- 三、改正設置基準は昭和二十八年四月一日から実施する。

#### 短期大学図書館細目

図書館は、短期大学の目的使命を達成するために必要な施設であるから、機構、内容の充実をはかりその機能を充分に發揮し得るよう運営されなければならない。

一、施設

- 1、図書閲覧室には少くとも学生総数の一割以上の座席を用意する。
- 2、図書閲覧室は採光換気が充分であり、書庫は防火設備のあるものとする。

計上する。

その図書費は学生総数一〇〇人を越える場合は、学生一人につき最低三百円に相当する金額又は、総額最低三万円とする。なお、短期大学の経常支出総額の概ね三パーセントを図書費として用意することが望ましい。

#### 二、図 書

- 1、図書の総数は少くとも五千冊以上とする。
- 2、図書は授業科目に関連があり、しかも図書の種類が偏しないものとする。
- 3、一般及び、専門図書を教員並びに学生のための参考資料として用意する。
- 4、著者カード目録書名カード目録及び件名カード目録又は分類カード目録を備付ける。
- 5、相当部数の図書が毎年新しく購入されなければならない。

#### 三、定期刊行物

- 1、各学科又は各専攻部門について必要に応じ相当種類の定期刊行物を用意する。
- 2、定期刊行物はその種類が偏していないと共に授業参考資料として役立つものとする。

#### 四、館 員

- 1、専門の図書館教育を受けたもので教授級の専任司書をもつことが望ましいが、当分の間は、これを欠くことができる。
- 2、司書は、二ヶ年以上の経験のあることが望ましい。

#### 五、図 書 費

図書、定期刊行物の購入及び図書修理等のため適当額の経常費を

## 二、短期大学設置基準の解説

(昭和二十四年十月決定) (昭和二十七年十月十一日改正) (傍線は改正箇所)

六

### 第一趣旨

ここでは短期大学が、他の教育機関と異なる独自の性格をもつ新しい高等教育機関であることを明確にするため、その目的及び使命を述べ、次いでその設置基準の意義、適用範囲及びその適用方法を明らかにしてある。

#### 一、短期大学の目的及び使命

短期大学は、いわゆる六・三・三・四の新しい教育制度における大学と同様に高等教育機関であり、制度上は広い意味の大学の範疇に入るけれども、修業年限が二年又は三年であつて主として實際的な専門職業の教育に重点をおくものであるから、修業年限が四年若しくは四年以上の大学(以下単に大学という)とは自らその性格が異なる高等教育機関である。ここにいう實際的な専門職業とは、いわゆるセミプロフェッショナルの職業をさすのであり、広く社会に有用の職業を三つの段階に分類するならば、たとえば医師、弁護士、高級技術者等のような大学において教育することを必要とする専門職業と、高等学校において教育される程度の農業、工業、商業等に関する職業との中間程度にある専門職業をいうのである。社会に有用の専門的職業教育を等しく目指しながら、このような大学、短期大学、高等学校はそれ／＼質的に異つた内容の専

門職業に関する教育を施すのであつて、セミプロフェッショナルの教育を施すことが短期大学の特色とするところである。要するに六・三・三の上にあつて二年又は三年にわたり、主としてセミプロフェッショナルの教育を施し、健全な民主主義社会の発達に貢献する有為の人物を育成しようとするのが短期大学の本来の目的である。然し短期大学の中には人文科学、社会科学、及び自然科学の各分野にわたり総合的に一般教育を教授し、高い教養を与える場合もありうるが、これは短期大学の特殊な発展形態であつて短期大学としてはセミプロフェッショナルの教育に重きを置くことをその本質としている。

新制度による大学の特色の一つは一般教育が重視せられることである。短期大学は単なる職業訓練の機関ではなく、円満な人格の発達と社会人としての教養のために一般教育を重んじつつ、これと密接な関係において職業に直接役立つ専門の教育を教授する高等教育機関である。従つて短期大学は一般教育のみを授ける大学入学準備のための機関でもないと同時に、専門教育のみを施す教育機関でもない。従つて短期大学は旧制の高等学校、専門学校の何れとも異なる性格をもつのである。短期大学は完成教育の機関である。この点において大学と同様である。

しかしその完成教育の内容において、その専門教育はセミプロ

フェッショナルの教育に重きを置き、必ずしも大学のような学問の研究機関でない点において大学と異なる性格をもつものである。ここに短期大学はセミプロフェッショナルの大学教育を施すという新しい使命が課せられたことに注目しなければならぬ。

短期大学は右に述べたように、制度上において又教育目的の上において全く新しいねらいをもつたものであるが、同時に必ずしも大学のような大規模の機構・施設等を必要としない性質上、比較的容易に設置されるのであるから、全国各地に設置されることによつて大学教育を広く普及することとなり、しかもその所在地の地域社会の要求に応じて、適当な教育計画をたてることにより、その地域社会の成人教育をも充実せんとするねらいをもつた新しい使命を帯びているものである。

しかしながら短期大学は完成教育機関であるが、他面において大学にも連けいする教育機関の役割をも果しているのである。即ち学校教育法第百十條に明示されている通り、その卒業生が大学に入学した場合には、短期大学で履修した科目及びその単位数の如何によつて、その大学の修業年限に通算されることができ、この意味において、短期大学の卒業生はいわゆる袋小路に立たされたものではなく大学への進路をも持ちうる。

通算の方法は、文部大臣の定める基準によりとなつてゐるが、これは文部大臣が大体の枠を作成し、これによつて入学させる側の大学自身が学生各個について既修の学科目の内容及び単位数を検討して決定することになるので、短期大学で修めた単位数が必ずしもそのまま大学の単位数に換算されるとは限らない。

なお、この設置基準は、短期大学は修業年限が二年であるという通常の場合を対象として作成されたものである。勿論三年制の短期大学は制度上存在し得るのであるが、それは特別の場合であろう。例えば、甲種看護婦の養成機関のように六・三・三の上に更に三年の修業年限が資格の上で要請されている場合とか、又修業年限が三年でなければ履修することができないというような特別の場合である。しかし、その三年制にあつても、短期大学である以上短期大学としての性格がそこなわれず、その目的及び使命が發揮され達成されなければならないことはいうまでもない。

#### 二、設置基準の適用範囲

この設置基準は短期大学の最低基準を示すものであつて、短期大学が設置認可されるに際して、その審査判定の基準として適用される。従つてこの基準若しくは、それ以上に達するものについてのみ短期大学としての設置が認められる。

なお、この設置基準は固定的不変的の性質のものでないから、将来機に臨んで改正されることもある。

#### 三、設置基準適用の方法

この設置基準は短期大学設置認可の審査判定の基準となるけれども、この基準によつて判定するのには、その短期大学の目的及び使命に即して、その短期大学の全形態を基礎として総合的に適否の判断が行われなければならないのであつて、短期大学を構成している各部門の個々についての適否は勿論、全体としての総合判定をなすべきであり、それは短期大学の性格が良心的態度によつて如何に実現されようとしているかを審査判定すべきである。

七

## 第二設置基準

### 一、名称

学校教育法第九十九条に明示されている通り、修業年限を二年又は三年とする大学は、学校教育法第五十五条の規定による大学と區別して、これを短期大学と称するのである。従つて短期大学の校名は〇〇短期大学と呼称するものとしている。

大学に併設される短期大学の校名は勿論〇〇短期大学と呼称することに於ては異ならないが、併設する大学がその学園の教育理念、たとえば宗教的又は創設者の教育理念等の実現のために短期大学をその学園の一環として、〇〇大学短期大学部と呼称することができる。例えば中学校、高等学校が設置されている〇〇学園において、〇〇学園中学校とか、〇〇学園高等部と呼称するのと同様である。この場合注意すべきことは「短期大学部」という文字のみにとられて短期大学が独自の性格をもち、それ自体独立の学校であることを忘れて、併設の大学の一学部であるとか、或いは又短期大学は、その併設する大学の組織機能の中に包括されるものであるとか考へることは絶対に避けなければならない。

### 二、目的使命

短期大学として共通の目的使命は、第一趣旨の一によつて明示されてはいるが、この共通の目的使命を帯びつつも、各々の短期大学において、その目的使命を明示することは、一つはその短期大学の特色や存在意識を明確にすることであり、他の一つはその掲げる目的使命によつて自己批判を行い不断の向上進歩の目標とも

なるのである。

### 三、学科又は専攻部門の設置

短期大学は学部組織をとらないで、一学部のみを以て構成する単科大学のような形をとるものとしたのである。

列挙した学科名又は、専攻部門名は例示に過ぎないのであるから、それ以外に学科又は専攻部門として、適当な規模内容があるものと認められた学科又は専攻部門は、これを設置することができる。又実質及び規模が一学科又は一専攻部門を構成するのに適当なときは、例示の学科又は専攻部門を分科し、若しくは合科して一学科又は一専攻部門とすることができる。たとえば〇〇女子短期大学被服専攻とか、〇〇短期大学英文科、女子短期大学栄養専攻とか、〇〇短期大学商経科の如くである。

### 四、授業科目及びその教員組織

短期大学は講座制をとらないで、必要な授業科目の制度を設けなければならない。各々の短期大学はその目的使命に応じて最も適当と思われる科目制度をとり、それに従つた教員組織を編成するものである。

教員は、専任者と兼任者とに區別され、両者はそれぞれ教授、助教授、講師の職名に分けられる。

教員組織は専任者のみでなく、兼任者をも含めて構成されるが、一学科又は一専攻部門が成立するかどうかは、主としてその主要科目担当の専任の教授・助教授及び講師をもつて構成される教員組織が、その数においても質においても充分にして必要を満たしているかどうかにかゝつてゐる。即ち、その短期大学の目的使命及び規模ならびにその学科又は専攻部門の性格及び教育内容等に

じて、専任の教授、助教授又は講師の配置や、その担当科目が適当かどうかと判定されなければならない。

また一般教育科目の設置及びその担当者についても同様である。この場合、人文関係、社会科学関係、及び自然科学関係の各系列にわたつてそれぞれ専任者を配置することが望ましい。

主要な科目とは、一学科又は一専攻部門における専門科目の授業科目の中で、その学科又は専攻部門を構成する上に中心となる重要な学科目をいうのである。即ち一学科又は一専攻部門の構成上必要にして最低限度充分な学科目であつて大学の講座に該当するが、その数においてそれよりも多いものであると解釈すればよいであろう。従つて各学科又は、各専攻部門に亘つてその学科又は専攻部門の内容に応じ、自ら定まる主要な科目である。この主要な科目は専任の教授、助教授が担当することを原則としているのである。

教員組織は必ずしも専任の教授、助教授のみでなく、専任の講師や兼任者をも含めて構成されてよいのであるから授業科目等によつては専任の教授、助教授が得られない場合は専任の講師か兼任者が担当し得るのである。しかしこの場合教員組織の充実は主として専任者にまたなければならないから兼任者の数は多くても専任者の数の二倍を越えてはならない。例えば専任者が十人であるとすれば兼任者は二十人以内としなければならない。

助手は、学科目によつては必要としないものもあるから、それらについては助手を置かないでもよいこととなつてゐる。

短期大学は講義を担当しない教授、助教授を置く必要はないと

も考えられるが、教育を徹底する見地から学生の学習及び生活指導等を担任する教授、助教授を置くことができるようにしてゐるのである。

### 五、教員資格等

教員は担任する授業科目に関する研究は勿論であるが、その教授法の研究や学生の学習及び生活の指導について責任を負わなければならないのは、短期大学の教員の特色であり、短期間に教育を徹底するために必要なことであるから、これが特記されてゐるのである。

教員の資格は大学の教員資格と略々同等の基準によるものであり、同一のレベルであるのであるが、短期大学の特色にかんがみて資格全般に亘つて任用資格に巾を持たせていることに留意する必要がある。

教授、助教授は五の1の各項のいずれか一つに該当するものであつて、その上各項に亘つて教育の能力があると認められたものでなければならないのである。

イ、「学位を有する者」とは、日本における学位（博士）と同等以上と認められる外国の学位を有する者をも含まれてゐる。又単に学位を有するだけで十分であるというのではなく、教育上の経験又は識見を持つてゐることが望ましいのである。

ロ、「研究業績のある者」とは、ここで云つてゐるのは学位を持つてゐないが学位を持つてゐる者に匹敵する能力ある者のことである。「研究業績」とは、公刊された著書、論文、報告等を意味するのである。



ハ、「教育上、学問上の業績ある教育経験者」については、教授と助教とを区別して明示してあるが、その相違の点は教育経験の点と、教授は教授上、学問上の業績ある者、助教は教授上の能力ありと認められた者か、又は学問上の能力ありと認められた者との二つの点にあるのである。

教授の資格については「学問上の業績」とは、著書、論文、報告等に基づくのは口と同様であるが、これを持たないものについては、当該申請学校での銓衡において何等かの資格により専攻科目につき、又は教授上につき知識識見があると判定されたものでなければならぬのである。「教授上の業績」とは、主として講義内容のことである。

助教の資格については「教授上、又は学問上の能力ありと認められた者」とは、教授の場合に準じて教授上、学問上の業績をもつことの望ましいのはいうまでもないが、大学の助手・副手・大学院学生であつて、少壮有能の者を起用するために、この両者を具え得なくとも、その一方特に学問上の資格の方を具えることができれば、それでもよいとしたのである。しかし就任後すこしでも早く両者を具えることが大切である。また「能力ありと認められた者」とは、学問上については公刊された著書・論文・報告等をもたずとも当該申請学校での銓衡において、それを為しうる能力ありと判定されたもの、教授上についても同様に判定されたものでなければならぬという意味であつて、教授の資格の場合よりも判定に巾をもたせたのである。

なお、高等専門学校とは旧制の高等学校と専門学校と指し、大

学とは旧制大学を指しているのである。

二、「學術技能に秀でた者」とは、音楽・美術・体育・家政等について、イ、ロ、ハの基礎によつて判定することが困難な場合を規定したもので、「學術技能」とは、「學術」又は「技能」の意味で、學術については「学」よりも「術」に重きが置かれ、技能については、実技のみでなく、それに関する理論を必要としている。即ち術にせよ、実技にせよ、理論をもつてそれを裏付けうる能力を持つことが必要であるというのである。

専任講師の性格には二通りある。即ちその一つは、将来助教となり教授に進む者と、他の一つは、かつて大学の教授であつた者とか、又は名譽教授と云つた者とかの両者を専任講師とする場合があるので、前者については助教の資格に準じて判定されるし、後者については教授の資格に準じて判定されなければならないのである。

又専門科目に関する実務に深い経験を有する者となるがこれは前述の通り短期大学の特色に鑑みて短期大学は実務者を養成するためにそれに必要な授業科目を置く場合がありその担当者については教授・助教の資格にあてはまらない場合を考慮して実務について経験の富んだ者を専任の講師とすることができるといふのである。

4の場合と5の場合については、短期大学の教員は研究と教授の職分から研究教授に必要な時間と施設を与えられることが必要であつて、授業負担の過重に陥らないようにする必要があるし、又これに関連して教員の生活保障の点において十分に配慮せ

られるべきことをいうのである。

#### 六、学生定員

学生の定員は、各短期大学において、教授会の意向が尊重されて自主的に決定せられるべきである。みだりに経営面からのみ考慮して殊に教員数、諸施設設備が充分でないにも拘らず多数を収容することは許されてはならない。又反面、極く少数の学生を収容して短期大学の名称を他に利用するがごときは厳に避けなければならないことである。

#### 七、学生の入学

入学資格については、大学と同様に学校教育法第五十六条及び同法施行規則第六十九条の規定によつて、次に示す各項のいづれか一つに該当する者を入学させることになるのである。

ロ、通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）

ハ、外国において、学校教育における十二年の課程を修了した者

ニ、文部大臣の指定した者

ホ、その他大学において、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

右の中でロとホの項に関して種々の疑義があるようであるが、ロの項の「通常の課程以外の課程」とは、例えば、定時制高等学校のごとくパートタイム等による正規の課程を意味するものである。従つて各種学校等において、高等学校と同様とみなされる課

程を履修した者の入学資格は認められない。ホの項は、当該短期大学だけにおいて認められる入学資格であるから、その短期大学において、その認定試験を行うことができるのであつて、その受験資格は旧制中等学校卒業者、又はこれと同等以上の学力を有すると指定された者、若しくは各種学校等において教育を受けた者を認定試験を受験させて差支ない。

入学試験は、前記のような資格のある者についてその短期大学における学業を修得できると思はれる者を選抜して入学させる。入学試験の科目は、その短期大学において必要と思うものを決定することができるが、学科試験の科目は高等学校の課程の範囲内では選ばなければならない。

#### 八、授業科目及びその単位数

授業科目は大学と同様に、一般教育科目、体育科目及び専門科目の三種類に分けられている。

##### 1、一般教育科目

一般教育科目は、人文関係科目、社会科学関係科目及び自然科学関係科目の三系列に分類し列挙されているが、それは一応の例示である。従つて必要に応じて例示以外の科目を加えてもよい。短期大学は、この三系列の関係科目に亘つて一系列から、それぞれ二科目以上従つて計六科目以上を用意しなければならぬが、如何ように一般教育科目を三系列に亘つて二科目以上を用意するかは、その短期大学の目的使命や諸施設設備等と考慮勘案して決定すべきである。自然科学関係科目の系列の中にある「実験心理学」については、授業が適切である実験実習設

備を具えている場合には、教授者の教授方針にしたがつて「心理学」としても差支ない。

## 2、体育科目

体育については、大学においては、講義及び実技を各二単位を四ヶ年以上に取得しなければならないことからして、短期大学においては修業年限が大学の半分であるという所から取得する単位も半分として、講義及び実技を各一単位以上を課さなければならぬこととしたのである。

## 3、専門科目

専門科目は各学科又は各専攻部門についてそれぞれその学科又は専攻部門を構成するのに相応する授業科目を設けるのであつてその設置編成に当つては卒業生に対する最低要求単位数の取得方法が考慮されなければならない。

単位数の計算に関しては、一学年を二学期に区分し、一学期を十五週として、この十五週につき、イについては講義に対する一単位の算出基準、ロについては数学のごとき演習に対する一単位の算出基準、ハについては、化学実験等のごとき実験室又は実習室における授業に対する一単位の算出基準を明示しているのである。従つて、一科目の課程を修了した学生には、それぞれその一単位の算出基準に従つて割当てられた単位が与えられるのである。

なお、特別の事情によつては一学年を四学期制にすることもできるが、その四学期制における単位数の計算に関しては、やはり前記の二学期におけるそれに準ずるものとしてあるのである。

この際教員養成について一言したい。短期大学においても教育職員免許に関する関係法規によつて規定された諸要件を充足すれば所定の教員の免許状が授与されることとなるであろう。ただこの場合、短期大学においては、教科に関する専門科目と教職課程に関する科目とを設けなければならない。ここでいう教科に関する専門科目とは、それについて免許状の授与される教科に係る科目のことであり、又教職課程とは、教育職員免許法第五条の規程による別表中教職に関する専門科目を指すのであつて、その種類及びその必要修得単位数については、共に文部省令で定められることになつてゐる。

## 九、卒業生に対する最低要求

卒業資格の最低要求としては、八の5に定められた単位六十と体育の単位二(講義及実技各一単位)を二ヶ年以上在学して取得するのであるから、二ヶ年に体育を含めて少くとも六十二単位以上を取得しなければならない。従つて学生は、八の5に定められた単位六十を取得するには、少くとも一般教育科目について人文関係科目、社会科学関係科目及び自然科学関係科目の三系列にわたつて一系列から四単位づつ合計十二単位と専門科目について二十四単位を取得しなければならないのであるがこれ等の合計単位三十六単位の残り二十四単位についてはその短期大学が設けた科目のうちから取得することとなる。従つてその短期大学はこの二十四単位を学生に取得させるためにその目的使命に応じて充分なる授業科目を設ければならない。

従つて短期大学の本来の目的使命に鑑みて実際の専門職業に

## い。

### 一〇、施設設備

短期大学の施設設備については、その短期大学の学科又は専攻部門の種類、学生数等に関する組織規模に応じて整備されなければならない一定の基準を示したものである。

校地については、校舎の敷地の外に学生が休息運動等を自由にすることのできるような広大な敷地を備えるに越したことはないが、文教に相応しい環境をもつて少くとも正課としての体育の施設には、充分に考慮し必要な最少限のものは必ず用意しなければならない。

校舎等諸施設設備については、短期大学の組織規模に応じ教授上、研究上及び保健上の必要から最少限度最低必要量に整備され、かつ、それが常に改善されることが要望されるもののみを示したのである。「共学の場合には、それに必要な特別の設備」とは、男子にとつても女子にとつても必要な設備で、たとへば便所、化粧休養室等を指すのである。

図書館に関しては、別表の図書館細目で示す通りであるが、これはその示す程度に整備されることが望ましいといつのであつて、基準としてこれによることを要求するのではない。

なお、農場、体育館等その短期大学の学科又は専攻部門の規模内容に応じて必要な施設は備えられなければならない。

### 十一、資産及び維持経営の方法

ここでは法人の設置する短期大学、即ち私立の短期大学における資産及び維持経営の方法について一定の基礎を示している。

必須な学芸を教授し有為な職業人を養成するためには専門科目の最低要求単位二十四単位では不十分であるから各短期大学は学生に右の二十四単位を専門科目群に加えて専門科目について取得し得る合計単位数は四十八以上を取得し得るように授業科目を用意しなければならない。しかしながら例えば女子の教育、地域社会における社会的需要に応ずる場合又は一般教育科目の最低要求単位ではこれを不足とする短期大学にあつてはこの二十四単位のうち必要な単位を一般教育科目にふりむけて学生に取得させることも可能である。これを要するに二十四単位の取得方法は各短期大学が決定するところによつて、その短期大学の特色が發揮せられ、ひいては短期大学全体としての性格が出て来るのであるから、特に充分に考究の上、決定せられなければならない。

各短期大学は一般教育科目の外に外国語について一つ以上の外国語を四単位以上用意しなければならないことになつてゐるがこれは必修単位ではないのである。しかし外国語四単位を必修とする短期大学にあつてはこの単位数では外国語の実力を育成するのに困難であろうから種々の工夫によつて語学教育の強化を計る必要がある。

修業年限を三年とする三年制の短期大学においては修業年限の二年の短期大学(二年制)において取得しなければならない単位数について、それぞれ五割増としてある。従つて、卒業生に対する最低要求単位数は九十三であり、これを三ヶ年以上在学して取得することとなるのである。単位の取得方法については二年制短期大学の場合と同様に授業科目と関連して考慮しなければならない。

因みに、短期大学を設置することができるものは、国（国立）地方公共団体（公立）及び別に法律で定める法人（私立）となっているから、私立の短期大学設置者は法人でなければならない。

校地、校舎及び諸施設設備等は、短期大学の組織規模によつて大小多少はあるにしても、その短期大学の設置者の所有物であり、その上適当額の資産を備えるものである。「適当額の資産」とは、必ずしも現金で幾何という意味のみではなく、短期大学を維持経営するだけの能力があると認められるものであればいいのである。

現下のような経済情勢で戦災校の多い私立の学校では、その設置者において維持経営するに必要な財政的基礎を確立することは容易なことではないけれども、短期大学をして健全に発展せしめるには極めて緊要なことと言わねばならない。然らざれば常に経営難に陥り、それがために、学校を経営難から逃れしめるため経営面のみの見地からして教育を行い、好ましくない状態にたちいたるであらう。

「相当の収入の得られる適当な機関」とは、同窓会とか維持会等からの寄附金を指しているのであつて、必ずしも収益を挙げる営利的生産機関のみを意味しているのではない。勿論これ等の機関は置くことができるのであつて、置かなくとも経営ができればそれに越したことはない。

#### 一二、他の学校との併設

ここでいう併設とは、大学又は高等学校等を維持経営している設置者がその大学、高等学校等の所在地に短期大学を設置すること

を意味するのである。

同一の設置者のもとに、短期大学が単独に設置される場合と、大学、高等学校等の所在地にその学校と一緒に設置される場合とがある。何れの場合においても、それ／＼一長一短はあるにしても、この短期大学設置基準はその設置する短期大学の自主性と独立性が失われず、短期大学としての目的及び使命が発揮せられ達成されることを要求しているのであつて、併設の場合においては、ややもすると校地校舎及び諸施設設備等のみならず、教員組織までも共有される部面が生じて、短期大学としての本質が充分に発揮されないのみならず、併設する他の学校側即ち大学・高等学校等の目的及び使命をも発揮し達成することができず、自主性と独立性が失われる恐れがあるので、併設の場合にはこの両者の自主性と独立性にかんがみて、短期大学としては設置基準に合致するよう物的両面に亘つて、特に考慮されねばならないことを示しているのである。

なお、併設の場合にも当然併設学校と短期大学との授業を原則として別に行うことを念のために明らかにしたのである。

#### 一三、夜間において授業を行う短期大学

短期大学は概ね昼間において授業を行うこととなるであらうが、夜間において授業を行う短期大学が在在しうる。「夜間において授業を行う短期大学」には二通り考えられる。一は昼間及び夜間において授業を行う場合であり、一は夜間授業のみを行う場合である。その何れに対してもこの設置基準が適用されるものであることは云うまでもないが、特に夜間授業を行うに伴つて必要な

施設設備等について、前者についてはその組織による授業を行う上に支障のないように、特に考慮されなければならないことを明らかにしたのである。

なお、この場合夜間において授業を行う短期大学が他の学校に併設される場合も考えられるが、この際には併設に関する前記の条項により更に別の見地から考慮されねばならないことは勿論である。ただこの際注意すべきことは、夜間に授業を行うという特殊事情のため、その修業年限が延長された場合である。昼間の短期大学ならば二年の修業年限のうち取得すべき六十二単位を、三年間にわたつて取得するという場合はあくまでも短期大学の性格としては二年制の短期大学であつて、この場合には前記の三年制の短期大学に関する条項は適用されないのである。

#### 備 考

一、短期大学の専攻科及び別科については、大学と同様に学校教育法第五十七条の規定が適用されて、これを設置することはできると解釈されるのであるが、その設置に関する事項はこの設置基準から除外して考慮すべきものであるとして、これは別に定められることになつてゐる。

二、通信教育は特殊な性格をもつので、短期大学の通信教育の基準については通信教育という一貫した立場から考慮されるべきであるので、別に考究せられて作成されるものである。

#### 短期大学図書館細目

この図書館細目については設置基準の一〇で解説した通り、基準として要請する程度のものでなく、できるだけここに示す程度を

目指して整備されることが望ましいという、いわば参考基準ともいふべきものである。

#### 一、施設

図書館閲覧室の座席数は短期大学の学生総数の一割以上を用意する。例えば学生総数が二〇〇名であれば少くとも二〇の座席がなければならぬことになる。勿論多いことに越したことはないが、現状よりみて最低をおさえたのである。

なお、併設の場合に図書館を共有する際は他の併設する学校（大学、高等学校等）に必要な座席数の外に、短期大学としての前記の座席数は必要であらう。

「リザーブシェルフ」とは、現在講義中の授業科目に関連する図書が一般に貸出されずに特定の学生が使用するに便利で容易に利用することができるように、別にこれらの図書を備付けるために定められた書棚を云うのである。

#### 二、図書

図書の冊数に関しては適確な数を示すことは困難であつて、質を考慮されていないものが量だけは用意されても適当ということはない。従つてここにいう総数は学科又は専攻部門に応じて質の考慮された一般教育並びに専門科目に関する図書を指すのである。この五千冊以上の中には勿論相当数の外国図書も含まれるものである。

著書カード目録と書名カード目録は通常一般の図書館において備付けられているが、その外に将来は件名カード目録や分類カード目録も用意されることを期待しているのである。

三、定期刊行物  
 相当部数の図書が購入される外に、相当種類の定期刊行物が用意される必要があるであつて、その種類冊数等はその短期大学の学科又は専攻部門等組織内容に依りて、自ら定められるであらう。又授業に関連があつて参考資料として役立つものでなければならぬので通常一般雑誌等をいうのではない。

四、館員  
 専門の図書館教育をうけた専任の司書をもつことは図書館の使命からみても極めて大切なことである。しかし、現在その人を得る

ことは困難な情勢にあるから将来に亘つて要求されるのである。

五、図書費  
 毎年の経常予算に、図書費として適当額を計上するのであるが、その全額について適確な数を示すことは困難である。従つて例として現下の情勢では、短期大学の学生総数が一〇〇人以上の場合は、学生一人当り最低三百円か又総額にして最低三万円は必要であらう。学生総数が一〇〇人に満たない場合でも経常支出総額の約三パーセントを図書費として計上されることが必要であらうといふことを示したのである。

(付)  
**短期大学設置認可申請書記載様式**

**短期大学設置認可申請書**

このたび〇〇短期大学を設置したいと思ひますから学校教育法第四条(及び私立学校法第五条)によつてご認可下さるよう別紙書類を添えて申請いたします。

年 月 日

設置者

学校法人〇〇理事長 氏

名(印)

(〇〇都道府県知事 氏

名(印)

文部大臣 〇〇〇〇殿

**書類目次**

- 一 〇〇短期大学設置要項
- 二 学 則
- 三 校地(図面添付)
- 四 校舎等建物(図面添付)
- 五 図書標本機械器具等施設概要
- 六 学科又は専攻部門別学科目
- 七 履修方法
- 八 学科又は専攻部門別学生定員
- 九 職員組織

- 十 設置者に関する調
- 十一 資 産
- 十二 維持経営の方法
- 十三 現在設置している学校の現況
- 十四 将来の計画
- 十五 併設の場合の調

- 十 職員組織概要
- 十一 学科又は専攻部門別学生定員
- 十二 設置者
- 十三 維持経営の方法概要
- 十四 短期大学開設の時期
- 十五 開設年次
- 十六 併設の場合

**第一 〇〇短期大学設置要項**

- 一 目的及び使命
- 二 名 称
- 三 位 置
- 四 校 地
- 五 校舎等建物
- 六 図書標本機械器具等施設概要
- 七 学科又は専攻部門の組織並びに附属施設
- 八 学科又は専攻部門別学科目概要
- 九 履修方法概要

総坪数	坪
専用	坪
共用	坪
総坪数	坪
専用	坪
共用	坪
総冊数	冊(点)
専用	冊(点)
共用	冊(点)

**第二 学 則**

- 学則には次の諸事項が含まれるべきものとする。
- 一 短期大学の目的及び使命に関する事項
  - 二 学科又は専攻部門の組織に関する事項
  - 三 学科目(一般教育科目及び専門科目)に関する事項
  - 四 履修方法及び課程修了認定に関する事項
  - 五 入学・退学・休学・転学に関する事項
  - 六 授業料・入学金・貸給費その他学資に関する事項
  - 七 職員組織に関する事項
  - 八 教授会等に関する事項
  - 九 学生定員に関する事項
  - 十 専攻科又は別科に関する事項
  - 十一 図書館・農場等附属施設に関する事項
  - 十二 委託生・聴講生・外国学生に関する事項
  - 十三 公開講座・通信教育等に関する事項

- 十四 学年・学期及び休業日に関する事項
- 十五 寄宿舎及び厚生保健施設に関する事項
- 十六 賞罰に関する事項
- 十七 その他短期大学において必要と認められた事項

**第三 校地 (図面添付)**

種別	専用	共用	計	所在地	備考
	坪	坪	坪		
合計					

備考

- 1 種別の欄には、校舎敷地・体操場・農場・演習林等に区分して記入すること。
- 2 図面は縮尺を明示した略図によりその図面には前項種別並びに配置場所を表示すること。
- 3 環境その他を示す周囲の略図を添付すること。

**第四 校舎等建物 (図面添付)**

第一表

種別	専用	共用	計	建物用式室数	備考
本館	(延坪)	(延坪)	(延坪)		
一号館					
講堂					
病院					
図書館					
研究所					
体育館					
寄宿舎					
学生集会所					
その他					
合計					

備考

- 1 種別の欄には各欄毎に本館・一号館・講堂・病院・図書館・研究所・体育館・寄宿舎(雑屋は一括何棟とするも可)学生集会所等に区分して記入すること。
- 2 建物様式の欄には木造二階建のようにその様式を記入すること。
- 3 図面は縮尺を明示した略図により、その略図は各平面図として各室に坪数と用途を表示すること。

第二表

建物種別	室名	坪数	用途	収容人員	室数	総坪数	備考
計							

備考

- 1 室名の欄には、学長室・会議室・事務室・教授助教授の研究室・普通教室・特別教室・実験室・実習室・書庫・図書閲覧室・医療室・倉庫・汽罐室・配電室等の種別に区分して記入すること。
- 2 図書閲覧室の備考欄には採光・換気方法・座席数等を記入すること。

**第五 図書標本機械器具等施設**

一 図書

種別	専用	共用	冊数		備考
			内国書	外国書	
一般教育図書	冊	冊			
人文関係					
社会科学関係					
自然科学関係					
合計					

専門図書

雑誌・報告・紀要等	合計
.....	
合計	

備考

- 1 専門図書については、学科又は専攻部門別に明記すること。
- 2 学術雑誌及び報告については、種類数及び総部数を明記すること。

二 標本

種別	専用	共用	計	備考
	点	点	点	
合計				

備考 備考の欄には、大略の用途を記入すること。

三 機械器具

種別	専用	共用	計	備考
	点	点	点	
合計				

備考 備考の欄には、大略の用途を記入すること。

四 施設 電氣・瓦斯・水道等の施設大略を記入すること。

第六 学科又は専攻部門別学科目

部は学 部は専 攻門	学科 科目	開設年次及び単位数			備考
		第一 年次	第二 年次	第三 年次	
計	一般教育科目				
	人文関係科目				
計	社会科学関係科目				
	自然科学関係科目				
計	専門科目				
	外国語				
計	体育				
	実技				
合計					

備考 1 教員養成の目的を以て教職課程を設ける場合には、専門科目

の項の次に教職課程（教職課程に関する科目）について記入すること。  
2 開設年次及び単位数の欄には、該当年次の単位数を記入すること。

第七 履修方法

部は学 部は専 攻門	学科 科目	必修単位数	選択単位数	備考
計	一般教育科目			
	人文関係科目			
計	社会科学関係科目			
	自然科学関係科目			
計	専門科目			
	外国語			
計	体育			
	実技			
合計				

備考 教員養成の目的を以て教職課程を設ける場合には、専門科目の項の次に教職課程（教職に関する科目）について記入すること。

第八 学科又は専攻部門別学生定員

- 一 学科又は専攻部門別毎年（又は毎期）入学定員
- 二 学科又は専攻部門別総学生定員
- 三 専門科目別学生収容定員

学 部 又 は 専 攻 部 門	専 門 科 目	収 容 定 員	備 考

備考 1 短期大学において特別な学科又は専攻部門の構成を計画する場合でも前表に準じて記入すること。

2 専門科目別学生収容定員は、専門科目履修者の最大収容人数を記入すること。

第九 職員組織

一 職員総括表

合 計	そ の 他	事 務 員	技 術 員	講 師	助 手	助 教 員	教 授 員	教 員 長	専 任			兼 担			兼 任			計	備 考
									1 次 年	2 次 年	3 次 年	1 次 年	2 次 年	3 次 年	1 次 年	2 次 年	3 次 年		

備考 1 兼任者とは、当該短期大学以外の大学その他に本来の職務を有する者をいう。  
2 兼任者とは、当該短期大学の他の学科において学科目を担当する者又は同一学科において、他の学科目を担当する者をいう。  
3 その他の事項には、守衛・使丁・給仕等を記入すること。  
4 第二年次以下は、補充人員数を記入すること。

二 学科又は専攻部門別教員配当定員

学科又は専攻部門	学 科 目	教 授			助 手			講 師			計	備 考
		専任	兼任	計	専任	兼任	計	専任	兼任	計		
合 計	一般教育科目											
	人文関係科目											
	社会科学関係科目											
	自然科学関係科目											
	専門科目											
	外国語											
	体 育											
	講 義											
	実 技											
	合 計											

備考

- 1 専門科目の主要な科目には、その科目の頭に○印を付すること。
- 2 教員養成の目的をもつて教職課程を設ける場合には、専門科目の項の次に教職課程（教職に関する科目）について記入すること。
- 3 学長並びに学科又は専攻部門別教員予定

職名	専任兼任の別	本務の名称並びに担当学科	最終卒業学年	学位	著書及論文数	教 歴	採用予定年月	月本給	国籍	性別	氏 名	生年月日	備考

備考

- 1 職名は、教授・助教授・助手・講師その他の職をあげることに従つて記入すること。
- 2 学科又は専攻部門別に、一般教育科目及び専門科目等の区別に従つて記入すること。
- 3 教歴は、旧制高等専門学校以上並びに新制大学及び短期大学における教員経験年数を記入すること。
- 4 申請の短期大学以外において現在教員として勤務している者については、その職名・学科目及び教員組織審査を申請した学校名を備考欄に記載すること。

四 教員個人調

教員毎に左記の内容を含む履歴書、同意書及び教員勤務調書を提出し、これに著書及び学術論文目録を添付すること。

記

履歴書・学歴・職歴・学界並びに社会における活動

(同意書様式)

同意書

官 職 氏 名

私は、○○短期大学設置認可の上は、○○科○○学担当の専任(兼任)の教授(助教授・講師)として就任することに同意します。

年 月 日 氏 名  
 ○○短期大学○○○殿  
 (専任となる教員の勤務調書様式)

教員勤務調書			氏 名		
勤務学校	学部学科	職名	担当学科目又は講座	毎週授業時数	備考
A 大 学					
B 短期大学					

この教員勤務調書は、私が現在教員として勤務しているすべてについて記載したものであつて事実と相違ありません。

昭和 年 月 日 氏 名

(著書及び学術論文目録様式)

一 著 書

書 名	発行年月日	発行所

二 學術論文

論文名	発表雑誌等の名称	発表年月日	梗概
-----	----------	-------	----

備考 梗概の欄には、担任学料目に関する主要な論文（未発表のものを含む）についてのみ記載すること。但し、「二百字以内」とする。

第十 設置者に関する調

- 一 国立短期大学の場合  
前年度の決算及び本年度の予算
- 二 公立短期大学の場合
  - (一) 議会決議録
  - (二) 前年度の決算及び本年度の予算
- 三 私立短期大学の場合
  - (一) 役員氏名
  - (二) 理事会又はその他の議決機関の決議録
  - (三) 前年度の決算及び本年度の予算
  - (四) 寄附行為

第十一 資産

一 資産総括

種別	所有・借用の別	数量	価格(時価)	備考
不動産	校地			
	校舎敷地 体操場			
	計			

備考

- 1 種別の欄には、土地(校舎敷地・体操場・農場・演習林等)・建物(本館・一号館・講堂・病院・図書館・研究所・体育館・寄宿舎・学生集会所等)・図書(部門別)・標本(種類別)・機械器具(同上)その他に区分して記入すること。
  - 2 土地・建物・図書・標本・機械器具等の区分毎に計の欄を設けること。
  - 3 借用財産は、備考の欄に借入先を記入すること。
  - 4 収益事業用財産のある場合は、第一項・第二項に準じて記入すること。
  - 三 不動産その他の重要な財産の権利の所属についての登記所・銀行等の証明書類。
- 備考 私立短期大学新設の場合に限る。

(一) 不動産

- 1 校地
- 2 校舎
- 3 .....

坪坪

二四

(二) 動産

- 1 図書
- 2 標本
- 3 機械
- 4 器具
- 5 有価証券
- 6 現金
- 7 .....

冊点点点

計 計

円円円円円円円円円円

(三) 借入財産

- 1 .....
- 2 .....

備考

- 1 借入財産は、右の区分に従い数量及び金額を明記すること。
  - 2 学校法人にあつては、基本財産、運用財産及び収益事業用財産の区分に従つて記載し、なお貸借対照表を添付すること。
- 二 資産内訳

第十二 維持経営の方法

- 一 維持の方法
  - (一) 維持の方法又は計画に記入すること。
  - (二) 収入を得べき機関につき記入すること。
- 二 収支予算書  
別紙様式による。但し、この様式によることが不便である場合には、これに準ずる適宜の様式によることができる。

備考

- 1 初年度より完成年度までの各年度分を掲げること。
- 2 収支は各項目に区分し、単価・員数・総額を明示すること。
- 3 経常費と臨時費を区分して表示すること。

第十三 現在設置している学校の現況

- 一 学校名及びその沿革
- 二 現行学則
- 三 教員(氏名・担当学料・略歴)
- 四 生徒(定員・現在在生徒数・累年卒業数)
- 五 新学生転換方針  
校地・校舎・図書・標本・機械・器具・教員・学生生徒の転換方針を具体的に記入すること。



### 第十四 将来の計画

- 一 学料又は専攻部門の組織等に関する事。
- 二 学料目教員等に関する事。
- 三 校地校舎等に関する事。
- 四 図書・標本・機械・器具等に関する事。

### 第十五 併設の場合の調

大学、高等学校等に併設される場合は、その大学、高等学校等について次の事項を大学設置認可申請書記載様式によつて記載すべきものとする。但し、大学以外の高等学校等については大学設置認可申請書記載様式に準ずる適當の様式によつてもよろしい。

- 一 ○○大学設置要項
- 二 校地(図面添付)
- 三 校舎等建物(図面添付)
- 四 図書、標本、機械、器具等施設
- 五 学部及び学科別学生定員
- 六 教員組織
- 七 維持経営の方法
- 八 将来の計画

#### 備考

第一号から第八号までの事項については、現況を記載し、大学設置認可の際と相違する部分があれば両者を比較対照して明示し且

つ、短期大学との関連を明確に記載すること。

### 収支予算書記載様式

(決算の記載様式も之による)

歳入		昭和		年度収支予算	
經常部金	臨時部金	合計金	歳出	經常部金	臨時部金
合計金	合計金	合計金	合計金	合計金	合計金
歳入歳出差引	残金「なし」又は、「基本財産に編入」等	昭和	昭和	昭和	昭和
昭和	昭和	昭和	昭和	昭和	昭和
歳入	經常部	經常部	經常部	經常部	經常部
科	目	予算額	前年度額	増減	摘要
經常部計					
臨時部計					

歳出		經常部		臨時部	
經常部計	臨時部計	合計	合計	合計	合計
科	目	予算額	前年度額	増減	摘要
經常部計					
臨時部計					
歳入合計	歳出合計	歳入合計	歳出合計	歳入合計	歳出合計
科	目	予算額	前年度額	増減	摘要
第一 基本財産収入					
一 供託金利息					
二 何学校基本金					
三 其の他の基本					
財産収入					

歳入		昭和		年度収支予算	
經常部計	臨時部計	合計	合計	合計	合計
科	目	予算額	前年度額	増減	摘要
第二 普通財産収入					
一 何積立金収入					
二 何財産収入					
第三 何学校収入					
一 授業料					
二 入学金					
三 入学検定料					
四 証明手数料					
五 雑収入					
第四 寄宿舎収入					
一 舎費					
二 食費					
三 雑収入					
第五 其の他の収入					
第六 雑収入					
第七 前年度繰越金					
經常部計					

五	四	三	二	一	第二	十一	十	九	八	七	六	五	印刷費
五 食料品費	四 消耗品費	三 備品費	二 諸備給費	一 宿舍監費	第二 寄宿舍費	十一 雜地料	十 借地料	九 保險料	八 修繕費	七 奨學費	六 實驗實習費	五 研究費	印刷費

第一	第二	科	九	八	七	六	五	四	三	二	一	第三	八	七	六
第一 何積立金	第二 負債償還費	科 目	九 雜費	八 通信運搬費	七 消耗品費	六 備品費	五 手当	四 旅費	三 事務員費	二 會議費	一 役員報酬	第三 財団諸費	八 雜費	七 保險料	六 修繕費
		臨時部	第四 予備費												

二九

支出		科	第一	第二	第三	第四	臨時	收入	合計	予算額	予前年度	増減	摘要
臨時部		科目	何學校	給料	學長	員	教	專任教授	專任助教授	專任助手	專任講師	兼任	

技術員	事務員	其他	二	諸	旅	手	三	諸	備	器具	標本	四	消耗
技術員	事務員	其他	二 諸	諸 備	旅 費	手 當	三 備品費	諸 備	器具機械費	標本模型費	什器雜品費	四 消耗品費	消耗品費

二八

VI-148

等科目を明示して掲げること。

一元金	
二利子	
第三 營繕費	
一 何校舍建築費	
第四 財産購入費	
一 何敷地購入費	
二 何証券購入費	
臨時部計	
支出合計	

備考

- 1 科目欄、適宜款項に分つこと。
- 2 二校以上の学校を設置する法人にあつては各学校別に科目を調製すること。
- 3 各科目に共通する収入支出あるときは、分別し得る限りこれを分別し、分別し難きものは之を主たる科目又は、財団諸費其の他適宜の科目に計上すること。
- 4 増減欄の減は△印を附すること。
- 5 適要欄には予算計算の根基たる数量、単価、金額等を明記するの外、前年度予算額と大差ある事項に付、其の事由を記載すること。
- 6 収支経常部中第五其の他の収支の項には病院収入、出版収入

VI
148

**VI-148**